

職員の給与に関する報告及び勧告

平成 28 年 9 月

神戸市人事委員会

人委調第331号
平成28年9月13日



神戸市会議長 池田 りんたろう 様

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市人事委員会

委員長 川野 理

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

職員の給与に関する報告及び勧告

別紙第1 報 告

	頁
1 報告の概要	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較	2
3 人事院報告・勧告の概要	11
4 結び	15

別紙第2 勧 告..... 24

参 考 資 料

参考資料目次	27
第1部 市職員給与等の実態	28
第2部 民間給与等の実態	55
第3部 労働経済指標	70
<参考>給与報告・勧告の手順	72

報 告

1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、民間企業の厳しい経営環境を反映して、月例給・特別給（期末・勤勉手当）とも、平成20年度以降は据置きまたは引下げとなっていたが、平成26年度及び平成27年度は、景気回復の影響が市内の民間企業にも及び、多くの企業において賃金引上げの動きがみられたことから、月例給、特別給とも2年連続の引上げとなった。

本年度の民間給与実態調査は、昨年度と同様の方法により、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給を詳細に調査した。

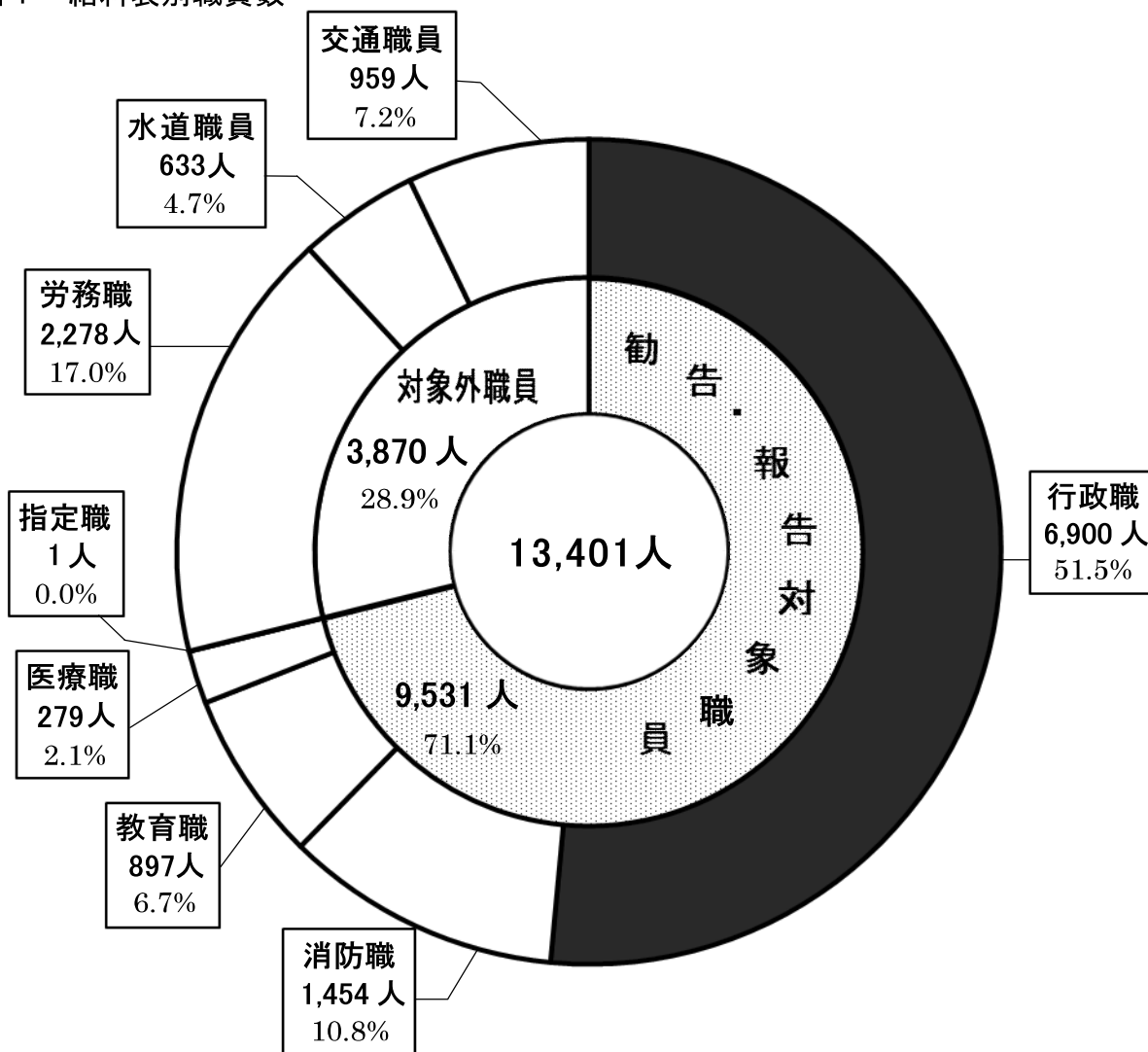
この結果をもとに、本市職員の給与と民間企業の給与を比較したところ、月例給については、職員の給与が民間の給与を721円（0.18%）下回っており、その較差解消のため、引上げを勧告することとした。また特別給についても、本市職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を下回っているため、0.1月分の引上げを勧告することとした。

2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

(1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職、指定職（計9,531人）である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p.28,p.29 参照)

勧告対象職員について

労務職員、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

なお、県費負担教職員（市立小中学校に勤務する教諭等）は、給与その他の勤務条件について兵庫県条例が適用されるため、本委員会の勧告の対象ではなく、兵庫県人事委員会の勧告の対象となっている。

また、行政職職員から平成28年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,480人で、給与の状況は第1表に示すとおりである。なお、行政職職員は、6,900人で平均年齢は41.0歳である。

第1表 職員の給与等の状況（較差比較対象職員）

項 目		平成28年度	(参考)平成27年度
平均 給 与 月 額	給 料	329,839円	340,614円
	扶 養 手 当	9,152円	9,540円
	地 域 手 当	41,941円	36,126円
	管 理 職 手 当	10,521円	10,564円
	住 居 手 当 等	6,804円	7,548円
	合 計	398,257円	404,392円

- (注) 1 給料については、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。
2 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項 目		平成28年度	(参考)平成27年度
職 員 数		6,900人	6,892人
平 均 年 齢		41.0歳	41.7歳
平均勤続年数		17.9年	18.7年
平均扶養親族数		0.84人	0.87人
男女別構成比		男性60.1% 女性39.9%	男性61.0% 女性39.0%
学 歴 別 構 成	大 学 卒	68.1%	65.3%
	短 大 卒	10.0%	10.7%
	高 校 卒	21.5%	23.5%
	中 学 卒	0.4%	0.5%

(2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「平成 28 年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で 50 人以上、かつ、支店等の事業所単位で 50 人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。(参考資料 p.55 参照)

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、第 2 表に示すとおり、市内においては昨年度に比べて減少している。一方、全国においては昨年度に比べて増加している。また、初任給改定の状況については、市内においては初任給を増額した事業所の割合が最も大きく、全国においては初任給を据え置いた事業所の割合が最も大きくなっている。

第 2 表 民間における採用・初任給改定の状況

(単位：%)

		神戸市				
		採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	平成 28 年度	35.4	52.7	46.2	1.1	64.6
	平成 27 年度	46.1	38.8	56.5	4.7	53.9
高校卒	平成 28 年度	13.2	55.9	44.1	0.0	86.8
	平成 27 年度	22.5	49.0	51.0	0.0	77.5

(参考) 全国の状況

(単位：%)

		全国				
		採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	平成 28 年度	49.7	31.0	68.6	0.4	50.3
	平成 27 年度	47.8	29.8	69.7	0.5	52.2
高校卒	平成 28 年度	27.5	31.7	67.9	0.4	72.5
	平成 27 年度	26.2	33.0	66.4	0.6	73.8

(注) 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を 100 としたときの割合である。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて市内、全国ともにやや減少している。また、ベースアップを中止した事業所は、昨年度に比べて市内、全国ともに増加している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況 (単位：%)

		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	平成28年度	32.8	17.1	0.9	49.2
	平成27年度	36.9	8.5	1.2	53.4
課長級	平成28年度	27.6	19.1	1.0	52.3
	平成27年度	28.5	11.7	1.2	58.6

(参考) 全国の状況 (単位：%)

係員	平成28年度	26.6	9.0	0.2	64.2
	平成27年度	30.3	7.1	0.2	62.4
課長級	平成28年度	22.2	9.6	0.1	68.1
	平成27年度	25.2	8.1	0.3	66.4

次に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に比べて市内、全国ともに増加している。また、定昇を停止した事業所は、昨年度に比べて市内においては係員、課長級ともに増加しており、全国においては係員は変化なし、課長級はやや減少している。

第4表 民間における定期昇給の状況 (単位：%)

		定昇制度あり	定昇				定昇停止	定昇制度なし
			実施	増額				
				増額	減額	変化なし		
係員	平成28年度	90.6	87.4	15.5	5.7	66.2	3.1	9.4
	平成27年度	83.5	83.5	20.2	4.1	59.3	0.0	16.5
課長級	平成28年度	81.3	78.1	12.1	3.1	62.9	3.2	18.7
	平成27年度	75.3	75.3	15.6	4.2	55.5	0.0	24.7

(参考) 全国の状況 (単位：%)

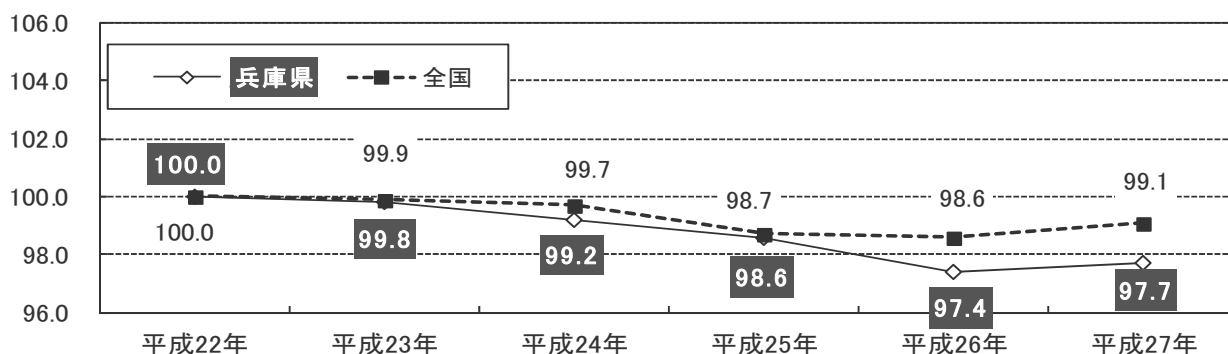
係員	平成28年度	87.0	84.8	24.2	7.7	52.9	2.2	13.0
	平成27年度	86.2	84.0	27.0	5.3	51.7	2.2	13.8
課長級	平成28年度	80.7	78.4	22.0	7.5	48.9	2.3	19.3
	平成27年度	79.6	77.2	24.7	4.8	47.7	2.4	20.4

(3) 賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成22暦年平均=100)は、平成27年平均は全国で99.1と昨年より0.5ポイント上昇している。また、兵庫県も97.7と昨年より0.3ポイント上昇している。参考までに、直近の平成28年4月においては、兵庫県は99.7で、前年同月(98.7)より1.0ポイント上昇しており、全国は100.6で、前年同月(100.2)より0.4ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

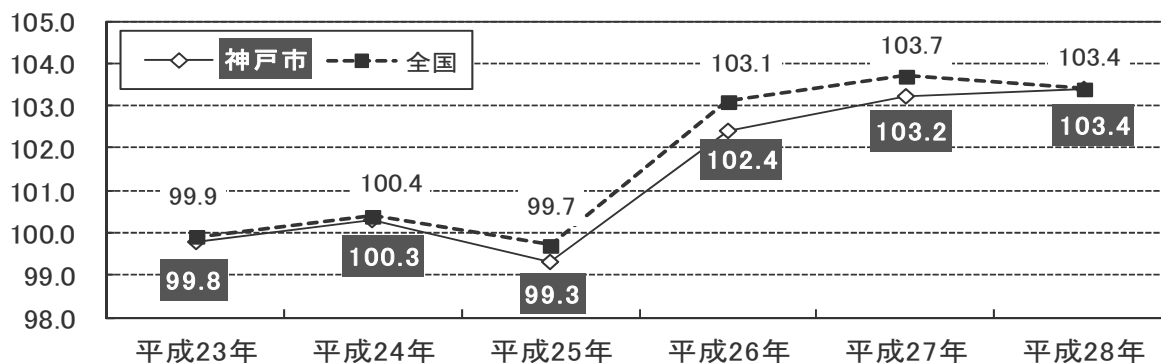


(注) 全国、兵庫県ともに、平成22暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

イ 物価及び生計費の動向

平成28年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり103.4となり、全国と同じ水準まで上昇している。

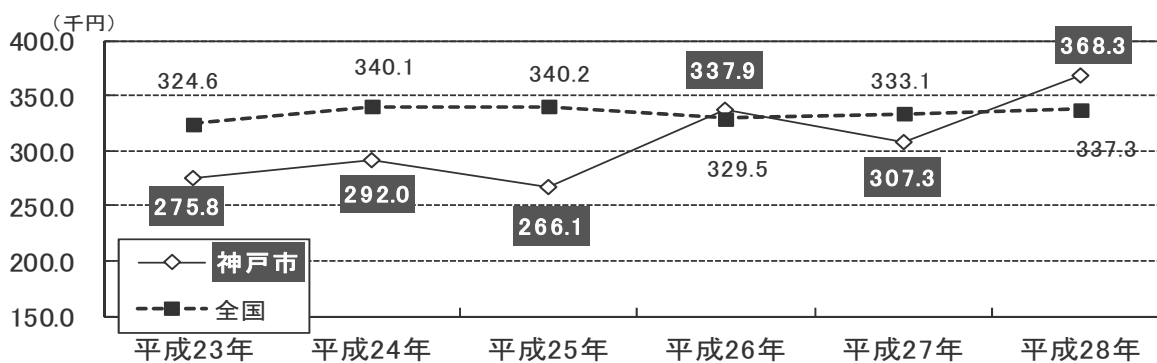
図3 消費者物価指数の推移(各年4月)



(注) 全国、神戸市とも、平成22暦年平均を100とした指数である。

また、「家計調査」（総務省）によると，図4に示すとおり，平成28年4月の勤労者世帯の消費支出は，神戸市は368,278円，全国は337,313円となっている。

図4 消費支出の推移(各年4月)

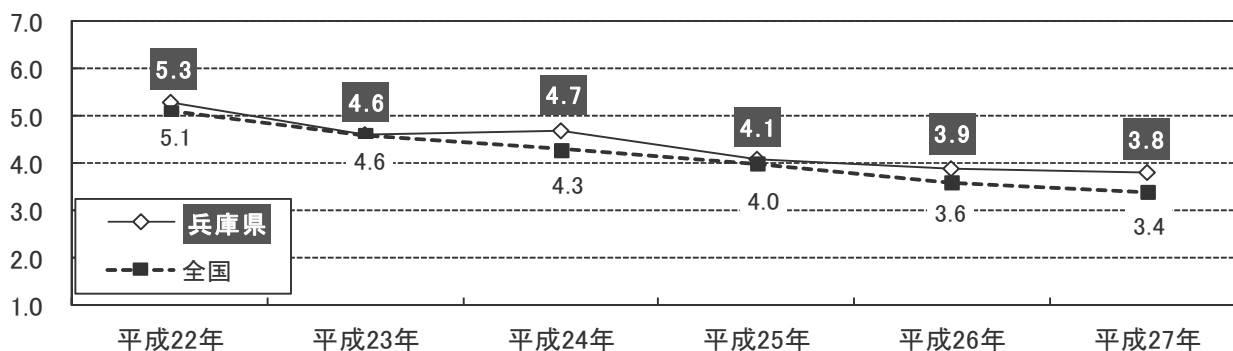


- (注) 1 全国は二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を除く）の，神戸市は二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を含む）の消費支出である。
- 2 消費支出とは，日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額で，支出の目的により，食料，住居（ローンは除く），光熱水，家具・家事用品，被服，保険医療，交通・通信，教育等に大別される。

ウ 雇用情勢等

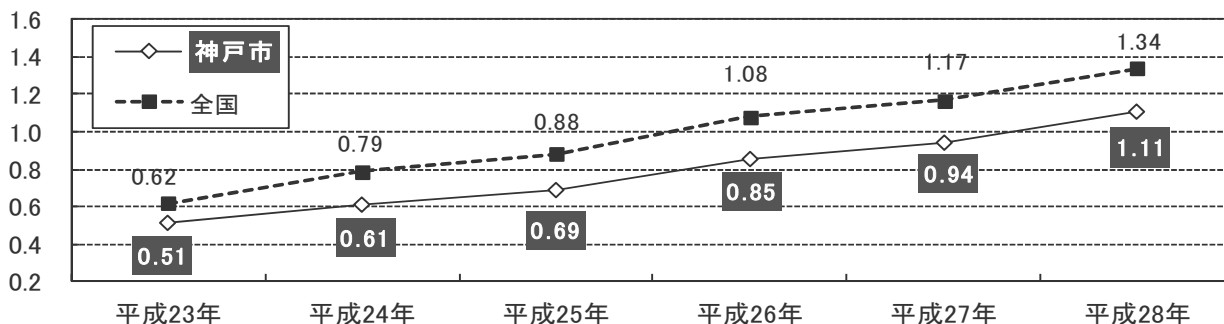
「労働力調査」（総務省）によると，図5に示すとおり，平成22年の完全失業率は高い水準であったが，平成23年以降は改善が見られ，平成27年は，兵庫県は3.8%，全国は3.4%となっている。参考までに，直近の平成28年4月から6月の平均値は，兵庫県は3.7%（平成27年同期は3.9%），全国は3.3%（平成27年同期は3.4%）となっている。

図5 完全失業率の推移（暦年平均）



また、「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」(厚生労働省)によると、図6に示すとおり、雇用情勢の先行指標である有効求人倍率は、昨年4月と比較すると、神戸市は1.11倍と改善の傾向が続いているものの、数値自体は全国よりも低い水準にとどまっている。

図6 有効求人倍率の推移(各年4月)



(注) 有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である。(有効求人数/有効求職者数)全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

(4) 民間給与との比較結果

ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり721円(0.18%)下回っている。

第5表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
398,978円	398,257円	721円(0.18%)

(注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

イ 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表に示すとおり、平均給与月額4.32月分(昨年は4.21月分)に相当しており、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.20月)は、民間事業所の支給月数を0.12月分下回っている。

第6表 特別給の支給割合の比較

期間	民間	職員	民間-職員
下半期	2.14月分	2.175月	△0.035月
上半期	2.18月分	2.025月	0.155月
年間	4.32月分	4.20月	0.12月

(注) 下半期は平成27年8月から28年1月まで、上半期は28年2月から7月までの期間をいう。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
20	(50)	(0.01)	4.50
21	△205	△0.05	4.15
22	△203	△0.05	3.95
23	(△56)	(△0.01)	↓
24	△945	△0.22	↓
25	(△89)	(△0.02)	↓
26	1,014	0.25	4.10
27	907	0.22	4.20
28	721	0.18	4.30

(注) 平成 20, 23, 25 年度は給与改定の勧告を見送った。

3 人事院報告・勧告の概要（平成28年8月8日）

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率 87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17%〔行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳〕
〔俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返り分(注) 54円〕
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ
（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.90月 (現行0.80月)
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

・月例給：平成28年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラを防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

4 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を721円（0.18%）下回っている状況である。

特別給（期末・勤勉手当）については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.20月）が市内民間事業所の支給月数（4.32月）を0.12月分下回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次の（1）のとおりとすること、その他の事項について、次の（2）のとおりとすることが適切であると判断した。

更に、本委員会としては、本市職員にかかる諸課題について、次の（3）のとおり取り組んでいくことが必要であると考えている。

（1） 本年度の給与改定の取扱いについて

ア 給料表

行政職給料表については、国の行政職俸給表（一）及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告を考慮のうえ、改定する必要がある。

ウ 特別給（期末・勤勉手当）

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.1月分引き上げる必要がある。

また、本年度12月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手当の支給割合については、市内民間事業所における支給状況や国及び他の政令指定都市との均衡を考慮のうえ、見直す必要がある。

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
本年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月
勤勉手当	0.80月（支給済み）	0.90月（現行0.80月）	1.70月
計	2.025月	2.275月	4.30月
29年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.85月	0.85月	1.70月
計	2.075月	2.225月	4.30月

エ 改定の実施時期等

ア及びイについては、平成28年4月1日から、ウについては、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

（2） その他の事項について

扶養手当

本年の人事院勧告において、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、平成29年4月1日から段階的に、他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、また、子に係る手当額を引き上げるという見直しを行うこととされた。本市職員の扶養手当の在り方については、市内民間事業所の支給状況、今後の国や他の自治体の動向に留意していく必要がある。

(3) 本市職員にかかる諸課題について

ア 人材の確保・育成

阪神・淡路大震災後の行財政改革により、職員総定数は震災当時に比べて約3分の2となっている。今後限られた職員数で多様化する行政課題に取り組むためには、将来の市政を担う人材を確保し、長期的に育成することが重要である。

また、職員数削減の過程で新規採用を抑制した結果、職員の年齢構成は、45歳以上のベテラン職員が半数を占める一方、30歳代の職員の割合が非常に少なくなっているという状況にある。このような現状は、震災の教訓を含む経験・技術の継承という点でも課題であり、多様な人材の確保・育成は、能率的で活力ある組織を確保・運営していくうえで必要不可欠となっている。

採用においては、これまでも多様で幅広い人材の確保のために様々な制度改革を進めてきたところである。本年度は、年齢構成のアンバランスを是正し、市政に活かせる幅広い見識や経験を有する人材を確保するために、社会人採用試験の受験資格における年齢要件を引き上げた。また、多くの優秀な人材に採用試験を受験してもらうために、採用ホームページの充実、本市内外における就職説明会の実施をはじめとした各種広報活動の展開を図っている。今後も、本市が求める人材を確保することができるよう、採用試験の方法や効果的な広報等について引き続き研究を進めていく。

研修は、職員の能力向上・能力開発、意欲・意識の醸成に大きな役割を果たしている。本市では「神戸市人材育成基本計画」に基づき、階層別研修やテーマ別研修、OJT等の職場における研修や、職員の自己啓発への支援等様々な研修を実施しており、特に本年度は、管理職の人材育成力を高める研修を実施するとともに、それぞれの職場・職務内容に応じた人材育成をサポートし、組織における人材育成力の底上げを図っているところである。引き続き、職員一人ひとりの能力が最大限発揮できるよう更なる内

容の充実を図るとともに、研修を通じて人材育成の強化と組織力の向上に取り組むことが必要である。

本年度より地方公務員法に基づき、能力及び実績に基づく人事管理を行うことを趣旨とした人事評価制度が導入されている。人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすると定めている法の趣旨にのっとり、能力・実績に基づく適正な人事管理を更に進め、組織の活性化を推進していく必要がある。

係長昇任選考については、新規有資格者数は増加傾向にあるものの、女性職員や中堅職員の有資格者の中には受験しない者も多く、優秀な人材の昇任意欲を十分に高められていないといった実態がある。これらの課題への対処として、係長職のやりがいや魅力、ワーク・ライフ・バランスの推進等についての情報発信に加え、管理監督者自らが日頃のコミュニケーションを通じて部下の昇任意欲を醸成していくことが必要である。

特に、大学卒・一般行政の試験区分で採用された者の過半数を女性が占めるようになっており、女性職員の受験率が低いまま推移すれば、市役所組織が今後その機能を十分に発揮できなくなることも懸念される。「神戸市女性職員の活躍推進計画」において、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合について数値目標を定め、目標を達成するための取組を進めているところであるが、女性職員自身が早い時期からキャリアについて考える機会を提供するとともに、女性職員の年齢や職階を超えたネットワークづくりを促進することにより、将来の更なる活躍への意欲を高められるような取組を進めていく必要がある。

本委員会としても、意欲や能力のある者を積極的に登用し、組織の活性化につなげていくため、昨年度より早期受験制度、試験によらない選考の実施及び受験延期制度の拡充といった制度の再構築を行っている。また、本年度から、新規受験資格取得者に試験の案内を送付し、所属長を通じて受験を勧奨するといった取組を行っている。今後も係長昇任選考制度や受

験意欲の向上について、引き続き研究・検討を行っていく。

係長職が魅力あるものとなるように、また、係長級職員がより高い意欲をもって職務に取り組めるよう組織として支えていく仕組みを整備し、給与面においてもその職務・職責にふさわしい在り方について、引き続き検討していく必要がある。

イ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援

男女を問わず、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図り、仕事と家庭の両立を支援することは、職員一人ひとりが能力や経験を発揮して活躍できるために、また、組織の活力や公務能率の維持向上のためにも重要である。

本市では、これまで子育てや介護を行っていることを要件としていた在宅勤務制度についてその要件を撤廃し、家族・友人との時間や自己研さんの時間の増加、通勤時間の負担軽減等、更なるワーク・ライフ・バランスの推進につながる制度に拡充したところである。

このようにワーク・ライフ・バランスの推進に向けた制度面の充実は図られてきているが、今後は制度の周知を更に進めるとともに、男女問わず多くの職員が利用しやすくなるように、管理職を含めた職員全体の意識改革につなげていく努力が必要である。

人事院は、本年、育児休業等に係る子の範囲の拡大、介護休暇を請求できる期間の分割、介護時間の新設を内容とする国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告を行った。

本市においても、男女ともに、仕事と育児・介護等の家庭生活との両立に取り組みやすい職場環境の整備を推進し、全ての職員がいきいきと活躍できる組織づくりを行う等、更なるワーク・ライフ・バランスの推進に向け、全庁的に取り組んでいくことが必要である。

ウ 高齢期雇用

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告において、平成33年度に定年年齢に達する職員から年金支給開始年齢が65歳になる中で、雇用と年金を適切に接続させるために、60歳を超える職員が60歳以前と同様の能力を発揮し、意欲を持って勤務できるような人事制度を確立していく必要があると述べている。

本市においても、平成26年4月より本格的に再任用制度を活用しているが、意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、また、再任用職員の知識や経験の一層の活用を図り、市民サービスの向上に寄与することができるような運用を図る必要がある。今後、どのように再任用制度を運用していくかについては、国や他の自治体の動向を十分注視していく必要がある。

エ 職員の勤務環境の整備

(7) 総実勤務時間の縮減

総実勤務時間の縮減については、公務能率向上の面だけでなく、職員の健康確保やワーク・ライフ・バランスの観点からも重要である。本市では、毎年7・8月を「ワーク・ライフ・バランス推進月間」として、休暇の計画的取得、時間外勤務の縮減等に集中的・効果的に取り組むとともに、定時退庁日の徹底等についても併せて取り組んでいるが、職員一人当たりの時間外勤務時間数は増加しており、一月当たりの時間外勤務が100時間を超える職員も散見される。常態的に時間外勤務を行うことは、肉体的・精神的な負担を増大させるとともに、組織の活力を著しく損なうことにつながるということを十分認識し、引き続き積極的な取組を行う必要がある。

また、管理監督者においては、「時間外勤務の縮減に関する指針」を踏まえ、リーダーシップを発揮して、業務の計画的な執行や事務の簡素効率化、適正な事務配分等をより一層推進し、特定の職員に過度の負担がかからないように努める必要がある。

(イ) 職員の健康確保・安全衛生

心身両面の健康の確保は、職員やその周囲の人のためだけでなく、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。

長時間勤務が一定期間以上続いている職員の健康管理について、平成 26 年 8 月より産業医面談の対象職員を拡充した。また、近年メンタルヘルス不調による休職者が高い割合で推移している中で、平成 28 年 2 月からは職員がメンタルヘルス相談のために受診できる医療機関を増やす等のアプローチの強化・フォロー体制の強化を図っている。

昨年より民間事業者に対してストレスチェックの実施を義務とする制度が導入されているが、本市でも平成 21 年度より職員へのメンタルヘルスチェックを実施しており、セルフケアへの活用、産業医・保健師・心理職等専門家による高ストレス者等への支援を行っている。メンタルヘルスチェックの結果を職場ごとに分析することにより、過度のストレスの原因となりうる職場環境の課題を明らかにするとともに、専門家の支援を得て、各任命権者における職場環境改善の取組を推進することで、働きやすい職場づくりを実現することが期待される。

職場環境の安全確保については、本委員会としても労働基準監督機関として、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいるところであるが、各職場においても、安全教育の実施や職員相互の声かけ、話し合いを奨励する等、日常の継続した取組を励行するとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させる等、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。

(ウ) 各種ハラスメントに対する取組

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、職場全体の活力と機能を低下させ、円滑な公務の運営を妨げかねない問題である。本委員会では実施している苦情相談においても、こ

れらハラスメントに関する相談を受けることがある。

職員が活発なコミュニケーションを通じて相互理解と相互尊重を育むことはもちろん、任命権者においては、各種ハラスメントの防止・対策に向けた具体的な取組を推進していく必要がある。

オ 職員の服務規律

職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及し、任命権者からも、機会あるごとに綱紀肅正通知が出されてきたところであるが、依然として市民の信頼を損ねるような不祥事が発生している。平成 27 年 5 月には、懲戒処分の公表基準の改定を行い、また、平成 27 年 8 月より、懲戒処分の指針の更なる見直しが行われたところであるが、不祥事の未然防止に向けて、任命権者においては、今後ともあらゆる機会を通じて、コンプライアンスの推進に取り組む必要がある。

また、職員においては、不祥事を起こした職員個人の問題と捉えることなく、コンプライアンス共有理念のもと、改めて法令順守、公正・公平な職務執行を確保するとともに、職務外においても、市民の信託に応えるべき公務員としての責任を自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民からの信頼に応えるよう精励されることを要望する。

カ 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲

県費負担教職員については、関係道府県と政令指定都市の間で、これまで政令指定都市が有していた任命権等に加え、道府県が有する給与等の負担、勤務条件の決定、定数の決定、学級編制基準の決定等の権限と財源を、平成 29 年度を目途に政令指定都市に移譲することで合意している。円滑な移譲に向けて、十分な準備を進める必要がある。

(4) おわりに

給与報告・勧告制度は、長年の経緯を経て、市民の理解を得ながら公務員の労働基本権制約の代償措置として定着し、情勢適応の原則に基づき職員の給与を民間の給与に準拠させ、適正な水準を保つと同時に、労使関係の安定、行政運営の円滑化等にも寄与している。

職員においては、行政への需要が複雑・多様化する中で、日々職務に精励し、市民福祉の向上に懸命に努力されてきた。また、本年4月に発生した熊本地震に際しては、多くの職員が被災地への支援を行っており、阪神・淡路大震災の経験や、これまでの災害支援の経験を活かした活動は、被災地の人々を勇気づけたものと思われる。この間の職員の尽力に深く敬意を表すものである。

市会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告・勧告制度についてご理解いただき、この報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差（721円，0.18%）を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

神戸市職員の給与に関する条例に規定する給料表については、国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した必要な改定を行うこと。

(2) 初任給調整手当

人事院勧告を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

(3) 期末・勤勉手当

ア 支給月数

民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

イ 支給割合

民間における支給状況、人事院勧告及び他の政令指定都市との均衡を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

2 改定の実施時期

1の(1)及び(2)の改定は、平成28年4月1日から、1の(3)の改定は、条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

参考資料目次

第1部 市職員給与等の実態

	頁
平成28年度市職員の給与等の実態調査の概要	28
第1表 職員構成総括	30
第2表 給料表別, 級別, 号給別人員	34
第3表 給料表別, 級別, 年齢別職員数・平均給料月額	48
第4表 ラスパイレス指数	52
第5表 扶養手当の支給状況	52
第6表 管理職手当の支給状況	53
第7表 住居手当の支給状況	53
第8表 再任用職員の給料表別, 級別人員	54

第2部 民間給与等の実態

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	55
第9表 産業分類別, 企業規模別調査事業所数	57
第10表 対応級表	57
第11表 企業規模別, 職種別, 学歴別給与月額等	58
第12表 民間における学歴別, 企業規模別初任給	67
第13表 民間における初任給の改定状況	67
第14表 民間における昇給制度の状況	68
第15表 民間におけるベース改定の実施状況	68
第16表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	69
第17表 民間における住居(住宅)手当の支給状況	69
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	69

第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標	70
<参考> 給与報告・勧告の手順	72

第 1 部 市職員給与等の実態

平成 28 年度市職員の給与等の実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、平成 28 年 4 月 1 日現在における職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児休業中の職員
- (4) 専従休職者
- (5) 県費負担の教職員
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 臨時的任用職員
- (9) 労務職員
- (10) 企業職員（水道職員，交通職員）
- (11) 休職中の職員
- (12) 自己啓発等休業中の職員
- (13) 配偶者同行休業中の職員

3 集計

集計は、上記対象職員の全員について行った。

4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（1）	公立大学法人以外の大学に勤務する教授， 准教授，講師，助教及び助手
4 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長，教頭，教諭， 養護教諭，助教諭，実習助手等
5 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長，教諭，養護教諭等
6 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長，教授， 准教授，講師，助教及び助手
7 県教育職給料表	教育委員会事務局に勤務する指導主事等の うち，教育職給料表（2）または教育職給 料表（3）の適用を受けない者
8 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する医師及び歯科医師
9 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する薬剤師，栄養士，保健師，看 護師等
10 指定職給料表	公立大学法人以外の大学に勤務する学長

第1表 職員構成総括

区分 給料表	職員数(人)			平均給与月額(円)			
	計	男	女	計	給料	扶養手当	地域手当
行政職	6,900	4,145	2,755	388,737	322,217	8,748	41,005
消防職	1,454	1,404	50	381,592	314,415	15,272	40,131
教育職(1)	59	11	48	452,335	396,891	2,251	47,897
教育職(2)	462	344	118	487,765	411,308	13,390	51,447
教育職(3)	159	9	150	405,276	341,655	3,070	42,725
教育職(4)	95	88	7	517,673	435,822	15,682	54,524
県教育職	122	98	24	494,155	421,839	11,983	52,149
医療職(1)	17	8	9	676,125	489,976	8,106	92,154
医療職(2)	262	22	240	396,213	337,504	3,513	41,808
指定職	1	0	1	1,011,228	902,883	0	108,345
合計	9,531	6,129	3,402	396,535	329,320	9,798	41,847

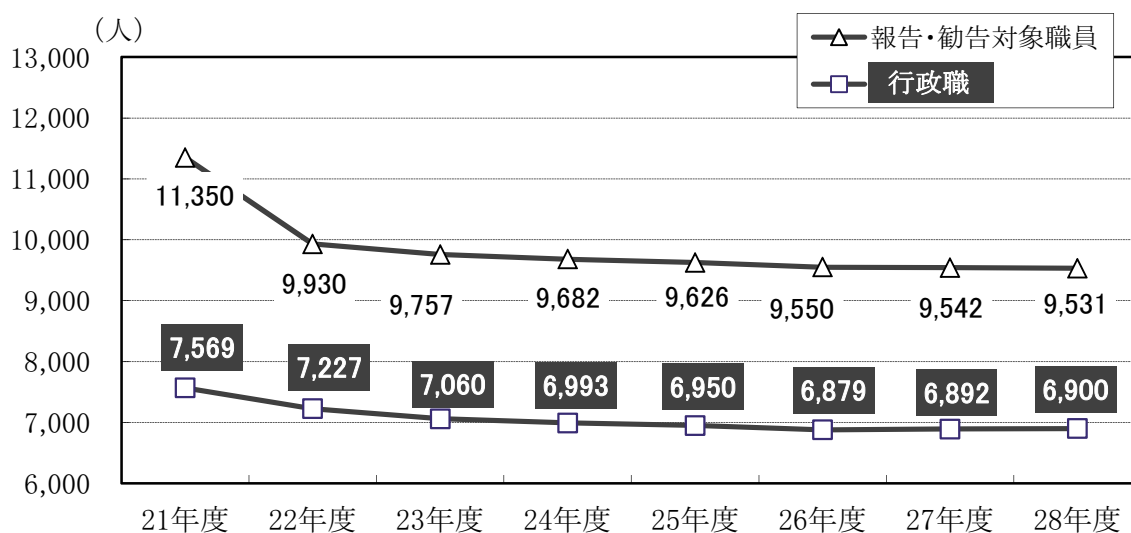
(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「合計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

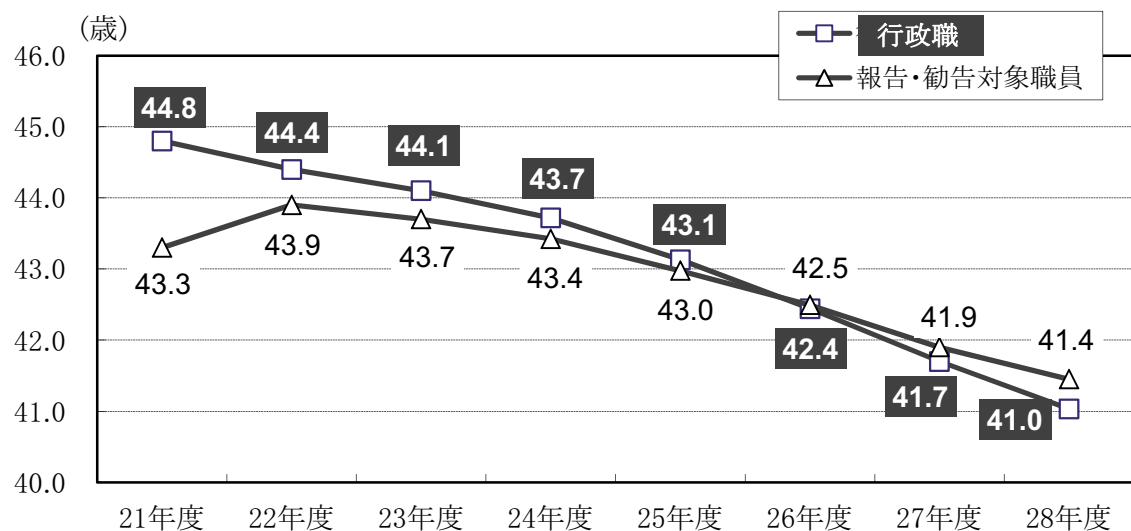
		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 (人)			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
10,058	6,709	0.84	41.0	17.9	4,697	688	1,486	29
4,441	7,333	1.54	40.0	18.5	534	128	792	
0	5,297	0.22	45.4	6.5	59			
4,032	7,587	1.25	47.5	20.1	444	13	5	
11,321	6,505	0.30	39.6	12.6	118	41		
2,863	8,782	1.48	45.9	13.7	95			
730	7,455	1.07	49.5	16.0	120	2		
77,882	8,006	0.76	50.6	10.9	17			
7,382	6,006	0.39	44.0	20.0	189	72	1	
0	0	0.00	62.0	3.0	1			
8,723	6,847	0.95	41.4	17.9	6,274	944	2,284	29

〈参考〉 報告・勧告対象職員数の推移

年	報告・勧告対象職員					
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	合計
21年度	7,569	1,439	990	1,351	1	11,350
22年度	7,227	1,415	978	309	1	9,930
23年度	7,060	1,438	957	301	1	9,757
24年度	6,993	1,440	944	304	1	9,682
25年度	6,950	1,455	923	297	1	9,626
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550
27年度	6,892	1,461	905	283	1	9,542
28年度	6,900	1,454	897	279	1	9,531



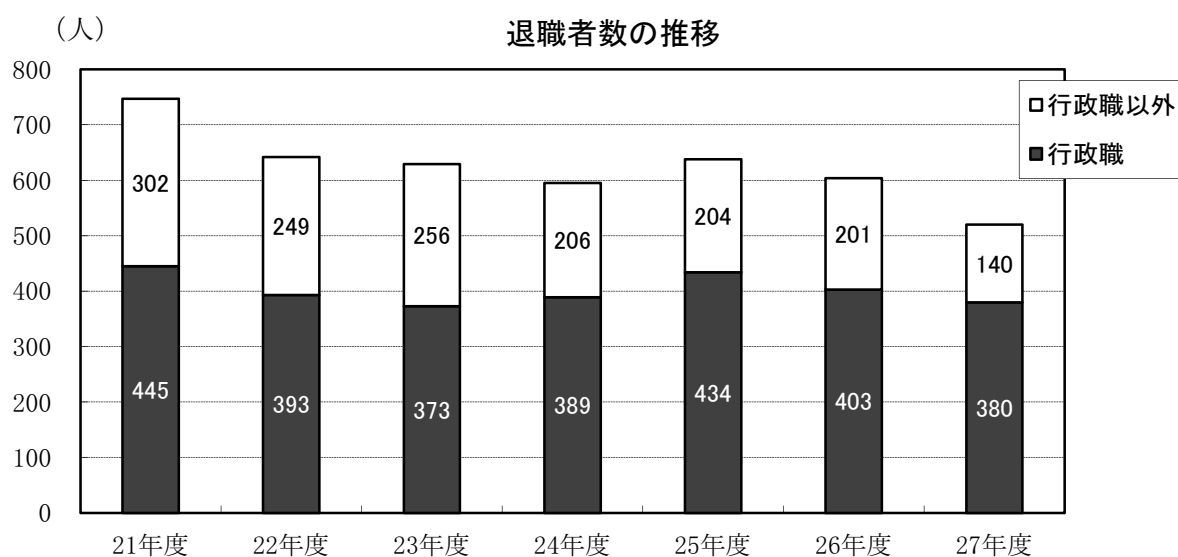
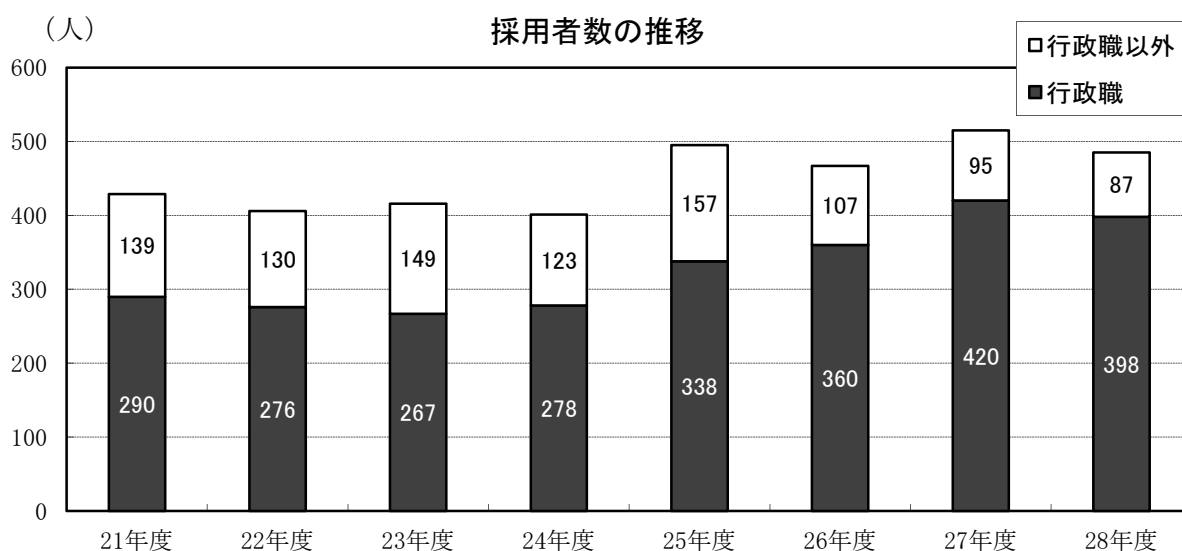
〈参考〉 平均年齢の推移



〈参考〉採用・退職者数の推移

	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
平成21年度	290	445	▲ 155	429	747	▲ 318
22年度	276	393	▲ 117	406	642	▲ 236
23年度	267	373	▲ 106	416	629	▲ 213
24年度	278	389	▲ 111	401	595	▲ 194
25年度	338	434	▲ 96	495	638	▲ 143
26年度	360	403	▲ 43	467	604	▲ 137
27年度	420	380	40	515	520	▲ 5
28年度	398	…	…	485	…	…

(注) 平成28年度の数字は、平成28年4月1日採用者の人数である。



第2表 給料表別, 級別, 号給別人員

その1 行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3					1			
4					22			
5	50	1			3			
6	8	2			5			
7		21			3			
8	1	11		1	18			
9	2	2			2			
10	21	196	1		4			
11	2	36			2			
12	2	16	1		5			
13	14	3	3		6			
14	21	10	48	1	4			
15	7	160	33		7		1	
16	3	11	11		12			
17		28	13	1	4			1
18	21	44	77		5			
19	4	134	36	2	6			
20	2	26	13	1	17			
21		34	13		6			
22	1	19	15		5			
23		133	14		8			8
24		22	54	1	20			4
25	175	32	18		5			3
26	6	15	23		4	1		1
27	10	149	11		3			5
28	7	32	27		10	1		2
29	5	22	10		7			2
30	7	16	8		8	2	1	1
31	1	23	17		6			3
32	3	9	21	1	14	2		1
33	31	8	11	2	11	2		1
34	11	15	9	1	6	1		1
35	9	7	16	2	8	2	1	
36	4	13	15	3	19	1	7	2
37	4	11	9	2	4	5	7	1
38	2	9	9	4	2	9	7	
39	2	8	7	1	4	6	3	1
40	4	9	14	4	11	9	12	2
41	3	7	12	5	6	7	13	1
42	7	6	8	5	8	9	6	3
43		11	10	13	16	8	7	1
44	2	4	17	12	16	17	9	
45	2	13	7	11	7	4	8	
46		7	4	9	7	18	8	1
47		3	11	26	11	17	4	
48	2	1	19	24	18	11	6	
49		2	13	10	9	5	4	
50		4	9	11	7	22	5	
51		1	12	37	14	16	2	
52		3	11	15	19	14	4	
53			7	11	13	10	2	
54		2	12	18	13	14	6	
55		1	9	12	23	19	4	
56			6	19	20	19	7	
57		2	5	34	9	12	5	
58			7	25	7	24	1	
59			9	17	13	13		
60			9	12	24	14	3	
61			4	34	10	15		
62			4	32	13	17	2	
63			10	20	10	15		
64			8	18	28	9		

号給	級							
	1	2	3	4	5	6	7	8
65				33	12	8		
66			2	50	9	19		
67			2	62	14	7		
68			4	24	60	11		
69		1	4	36	13	14		
70			4	58	7	11		
71			2	63	10	3		
72	1		2	18	48	6		
73				25	8	10		
74		1	2	56	12	11		
75			2	37	12	5		
76			2	35	39	5		
77				28	20	7		
78			2	50	5	13		
79			3	33	7	2		
80	1		3	30	19	3		
81			3	25	9	5		
82			3	32	15	3		
83			2	24	8	2		
84		1	3	32	16	3		
85			2	26	20	2		
86				25	20	4		
87		2		30	8	5		
88			5	41	28	4		
89		1	6	17	10	3		
90		1		52	12	3		
91			1	48	3	1		
92		1	4	28	26			
93				25	3	1		
94		1	1	43	10	3		
95			6	23	5			
96			13	35	13	1		
97			30	16	11			
98				42	11			
99				10	11	1		
100				14	23			
101				45	4			
102				22	15			
103				10	3			
104				27	15			
105				19	7			
106				46	4			
107				24	6			
108				30	9			
109				36	8			
110				44	5			
111				29	3			
112				43	6			
113				15	10			
114				27	5			
115				2	7			
116				21	2			
117				3	4			
118				15	5			
119				8	4			
120				7				
121				2	1			
122				3				
123								
124								
125				1				
計	458 人	1,363 人	893 人	2,162 人	1,288 人	546 人	145 人	45 人
平均給料月額	178,068 円	207,046 円	273,221 円	372,267 円	368,332 円	429,622 円	495,621 円	567,391 円
平均年齢	22.5 歳	26.8 歳	35.2 歳	49.9 歳	45.5 歳	51.3 歳	54.8 歳	56.6 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

合計	6,900 人
平均給料月額	321,590 円
平均年齢	41.0 歳

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	17						
2	11						
3	2	2					
4	10						
5	11	12					
6		23					
7	2	4	2				
8	18	1			2		
9	2	5	2				
10	2	2	1				
11	1	20	1				
12	11	4					
13	2	3	1				
14		2	4				
15	1	23	2		1		
16	1	7	5		2		
17	5	4	3		1		
18	2	3	14		2		
19		19	2				
20	1	5	5				
21		5	2		1		
22		4					
23	1	18	7				
24	1	3	9		1		
25		5	10				
26	1	3	3				
27		12	10		2		
28	1	4	8		1		
29	1	9	5		1		
30		6	7	2			
31	1	9	4		1		
32		4	12		1		
33		4	6				
34		2	3	4	1		
35		2	3	2			
36	1		4		3		1
37		3	4	2	1		2
38		4	7	2		2	
39		1	8	1			1
40			9		2		1
41		1	4	3			
42		1	8	1	1		1
43			4	1	2	1	1
44		1	10	6	2		
45			5	5	1		1
46			4	2		1	2
47			5	5	1		
48			5	7	2	1	
49			12	8	1	2	
50			4	4	1	1	
51			4	9			
52			8	6	5	4	
53			9	20	5		3
54			4	11	4	3	
55			3	7	5	1	
56			2	9	2	3	1
57			5	10	4	2	
58			4	12	3	3	
59			1	21	3	1	1
60			4	3	2	1	
61			3	6	4	1	
62			6	11			
63			4	21	2	1	
64			3	2	1	3	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65			3	6	2	3	
66			1	13			
67			1	4	3		
68				8	2	4	
69			1	16	3	1	
70				7	1	3	
71			2	5		2	
72			1	3	4	3	
73			3	9	2		
74				5	3	4	
75				6	2		
76				2	1	2	
77				9	1		
78						1	
79				1	3		
80				2	5		
81				11	2		
82					2		
83				5	4		
84				4			
85				18	1		
86				6			
87				3	1		
88				2	3		
89				1	1		
90				12	1		
91				6	1		
92				2	7		
93				2	1		
94				7	2		
95				2	2		
96				3	7		
97				5	1		
98				21	4		
99				2	4		
100				8	1		
101				8			
102				19	2		
103					2		
104				14	2		
105				7	3		
106				22	4		
107				8			
108				4	2		
109				6	2		
110				11	4		
111				5	2		
112				4			
113				4	1		
114				14	1		
115				7			
116				7			
117				2			
118				2			
119							
120							
121							
122				4			
123							
124							
125							
計	106 人	240 人	296 人	567 人	176 人	54 人	15 人
平均給料月額	167,005 円	209,513 円	275,297 円	369,602 円	377,716 円	433,467 円	495,807 円
平均年齢	21.3 歳	27.2 歳	34.8 歳	48.0 歳	46.7 歳	52.5 歳	54.7 歳
						合計	1,454 人
						平均給料月額	313,865 円
						平均年齢	40.0 歳

その3 教育職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
1	人			人
2		人		
3			人	
4				人
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26	1			
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35	1			
36				
37	1			
38				
39				
40				
41			1	
42				
43	2			
44				1
45		1		
46	1	1	1	
47				
48				
49			1	
50				1
51	2			1
52	1			
53				1
54				
55	1			2
56				
57		2		
58		1		
59				1
60				

級 号給	1	2	3	4
61	人	人	人	人
62				
63				
64	1			
65	1			
66				
67	2	1	1	2
68	1			
69	2	2		
70			1	
71				
72	1			1
73	1			
74				
75			1	
76				
77				1
78				
79				
80				
81			1	1
82				
83			2	
84				
85				
86				
87	2			
88				
89			1	
90				
91	1			
92				
93				
94				
95		1		
96	1			
97	1	1		
98				1
99				1
100				1
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
計	24 人	10 人	10 人	15 人
平均給料月額	315,121 円	380,360 円	429,020 円	516,447 円
平均年齢	38.1 歳	44.6 歳	48.5 歳	55.7 歳
			計	59 人
			平均給料月額	396,668 円
			平均年齢	45.4 歳

その4 教育職給料表(2)

昇給 級	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		5		
18				
19		2		
20				
21		1		
22		1		
23				
24				
25		4		
26				
27				
28				
29		1		
30		3		
31		1		
32		2		
33		2		
34		1		
35		2		
36		1		1
37				
38		1		
39				
40				
41		3		
42		8		
43				
44		4		1
45		2		1
46				
47		1		1
48		3		
49		2		
50		1		
51		1		2
52		2		1
53		1		1
54				2
55		1		
56		1		1
57		3		1
58		1		
59		1		
60		2		
61				
62		1		1
63		3		
64		1	1	
65		1		
66		1		
67		2		
68		2		
69		4	1	
70		1	1	
71			1	
72				
73		1		
74	1	2		
75				
76			1	
77		4	1	
78		1		
79		1	2	
80		2	1	
81		2	1	
82		1		
83		1		
84	1	1		
85		2		
86		1	3	
87		1		
88		1	1	
89		3	1	
90		3	1	
91		2	2	
92		2		
93		1		
94				
95		4		
96		1		
97		1		
98	1	1		
99	1	1		
100		6		

昇給 級	1	2	3	4
	人	人	人	人
101		1		
102		3		
103		2		
104		2		
105		2		
106		2		
107		1		
108		2		
109				
110		1		
111		2		
112		1		
113		3		
114		2		
115		2		
116		5		
117				
118				
119		1		
120		4		
121		7		
122		3		
123		4		
124		4		
125		5		
126		3		
127		3		
128		3		
129		4		
130		3		
131		4		
132				
133		1		
134		1		
135		2		
136		2		
137		5		
138		9		
139		9		
140				
141		13		
142		3		
143		8		
144		1		
145		7		
146		6		
147		6		
148		1		
149		6		
150		4		
151		9		
152		1		
153		13		
154		3		
155		7		
156		1		
157		16		
158		2		
159		7		
160		2		
161		8		
162		9		
163		4		
164		7		
165		4		
166		9		
167		4		
168		7		
169		11		
170		4		
171		3		
172		3		
173		3		
174		1		
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
186				
187				
188				
189				
190				
191				
192				
193				
計	4 人	427 人	18 人	13 人
平均給料月額	284,225 円	388,546 円	463,178 円	485,608 円
平均年齢	39.0 歳	47.0 歳	54.1 歳	57.8 歳
計			462 人	
平均給料月額			393,282 円	
平均年齢			47.5 歳	

その5 教育職給料表(3)

号給	級	1	2	3
		人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21			6	
22				
23			2	
24				
25			2	
26			4	
27				
28				
29			2	
30				
31			2	
32				
33			3	
34			2	
35				
36			1	
37				
38			1	
39				
40				
41			1	
42			2	
43				
44				
45			1	
46			1	
47				
48			3	
49				
50			3	
51				
52			4	
53			1	
54			2	
55				
56			4	
57				
58			2	
59			2	
60				
61				
62			3	
63				
64			2	
65			1	
66			1	
67				
68			3	
69			1	1
70			2	
71			1	3
72			2	
73			1	
74			1	
75				
76				
77				
78			2	
79			1	
80			2	
81			2	
82				
83			2	2
84			1	
85				
86				1
87				1
88			2	
89				
90				
91				
92			2	
93			2	
94			3	2
95			2	2
96			1	1

号給	級	1	2	3
		人	人	人
97				
98			2	
99			1	
100				4
101			2	2
102			1	2
103			1	1
104				2
105			2	
106				
107				
108				
109				
110				
111			1	
112				
113			2	
114			2	2
115			1	
116			1	1
117			1	
118				
119			2	
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126			1	
127				
128				
129				
130			1	
131				
132			1	
133			2	
134				
135				
136			1	
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145			1	
146				
147				
148			1	
149				
150			1	
151				
152				
153				
154				
155			1	
156				
157				
158				
159			4	
160				
161				
162				
163				
164			1	
165				
166				
167				
168				
169				
170				
171				
172			1	
173			2	
174			1	
175			1	
176				
177			1	
178				
179				
180				
181				
182			1	
183				
184				
185				
計		0 人	132 人	27 人
平均給料月額	円		308,252 円	430,307 円
平均年齢	歳		36.7 歳	53.8 歳
計			159 人	
平均給料月額	円		328,979 円	
平均年齢	歳		39.6 歳	

その6 教育職給料表（4）

号給	1		2		3		4		5	
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32		1								
33										
34										
35										
36			1							
37										
38			2							
39			1							
40										
41		1								
42		1	1							
43										
44		1								
45		1								
46		1								
47		2	1							
48			1							
49			1							
50		1			1					
51		1								
52			1		2					
53										
54			1							
55										
56										
57			1		1					
58			3		1					
59										
60			1		1					
61			2							
62					1					
63			1							
64					2					
65	1				1					
66					1					
67					1					
68			1		1					

号給	1		2		3		4		5	
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69							2			
70							1			
71					1		2			
72										
73					1					
74										
75										
76					1		2			
77					1		1			
78							1			
79										
80										
81					2		1			
82							2			
83										
84										
85					1		1			
86										
87										
88					3					
89					2		1			
90							1			
91							2			
92										
93										
94					1					
95										
96					1					
97					1		1			
98							1			
99							1			
100							2			
101										
102							2			
103							1			
104							1			
105					2		1			
106										
107										
108							1			
109							2			
110										
111										
112										
113										
114							1			
115							1			
116							1			
117										
118							1			
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
126										
127										
128										
129										
計	1 人	10 人	36 人	47 人	1 人					
平均給料月額	279,600 円	296,660 円	394,500 円	497,613 円	461,500 円					
平均年齢	32.0 歳	33.2 歳	40.4 歳	52.7 歳	60.0 歳					
				計	95 人					
				平均給料月額	434,711 円					
				平均年齢	45.9 歳					

その7 県教育職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						1
27						1
28						1
29						
30						2
31						
32						
33						
34						
35						
36						1
37						
38						3
39						2
40						2
41						
42						2
43						6
44						4
45						
46						1
47						
48						1
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59		1				
60						
61						
62						
63					1	
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74				1		
75					1	
76						
77					1	
78		1				
79						
80						
81						
82					1	
83					1	
84					4	
85					1	
86					5	
87					6	
88					1	

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
89					1	
90					5	
91						
92			1		4	
93			1		2	
94			1		4	
95				1	2	
96					2	
97			2		1	
98					2	
99			2		3	
100				1	2	
101			1		3	
102					1	
103					1	
104				1		
105					1	
106						
107			1			
108						
109			1		1	
110						
111				1		
112			1			
113						
114						
115						
116						
117						
118			2			
119			1			
120						
121			1			
122						
123			1			
124						
125						
126			2			
127			2			
128						
129						
130						
131			2			
132			2			
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139			1			
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150			1			
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
計		0 人	28 人	5 人	57 人	27 人
平均給料月額		円 380,154	円 409,440	円 427,863	円 448,770	円
平均年齢		歳	43.5 歳	51.6 歳	50.9 歳	54.6 歳

計(※)	122 人
平均給料月額(※)	415,402 円
平均年齢(※)	49.5 歳

(※) 教育委員会事務局で勤務する県の行政職給料表適用者(5人)を含む。

その8 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9			1	
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26	2	1		
27				
28				
29				
30		1		
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				

級 号給	1	2	3	4
45	人	人	人	人
46				
47				
48				
49				1
50				
51				
52				1
53				1
54				
55				
56				1
57				
58				
59				
60				
61				1
62				
63				1
64				
65				
66				
67				
68				
69				1
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				1
77				
78				
79				
80				
81				
82			1	1
83				
84				
85			2	
86				
87				
88				
89				
計	2 人	2 人	4 人	9 人
平均給料月額	294,600 円	354,700 円	488,800 円	563,978 円
平均年齢	35.5 歳	38.0 歳	50.8 歳	56.7 歳
計				17 人
平均給料月額				489,976 円
平均年齢				50.6 歳

その9 医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		3				
11						
12		1				
13						
14			1			
15		3				
16			1			
17						
18		1	2			
19		1				
20		1			1	
21			1			
22			2			
23		2			1	
24			3			
25						
26					1	
27		5	2			
28			2			
29	6		2			
30		4	2			
31		1	3			
32			3			
33			2			
34		3				
35			1			
36			2			
37			1			
38						
39		1	3			1
40			4	1	3	
41				1	1	
42		1		1		
43		1	1			
44			3	2		
45			1	4		
46			1			
47				1		
48	1	1		1	1	
49						
50			1	2		
51		1		1		1
52			1	2	1	
53			1			
54			3	1		
55			1			
56				1	1	1
57						1
58	1			1		1
59					2	1
60				1	1	1
61			1	3		1
62						1
63						2
64			1	2	1	1

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
65						1
66					1	3
67				1		1
68				1	1	1
69				6		
70				1	2	
71			1		1	
72				1		
73				1		
74				1		1
75					1	
76					1	
77				1	4	1
78					1	
79				3	2	
80				1		
81					1	
82				3	1	
83				2	3	
84				1	1	1
85				3	1	
86				2		
87					1	1
88					1	
89						
90				3	1	
91						
92					1	
93						
94				2		
95				2		
96					1	
97						
98						
99					3	
100				1		
101				1		
102				3		
103					1	
104					1	
105						
106				2		
107				2		
108				5	2	
109				1	3	
110					2	
111				2	1	
112				7		
113				4		
114				2	1	
115				1		
116						
117				2	1	
118				1		
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
計	8	30	53	94	55	22 人
平均給料月額	190,713 円	216,747 円	271,219 円	372,151 円	384,589 円	436,091 円
平均年齢	24.4 歳	28.3 歳	35.1 歳	50.1 歳	49.0 歳	55.4 歳
					計	262 人
					平均給料月額	336,379 円
					平均年齢	44.0 歳

その10 指定職給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	1
5	
6	
7	
8	
計	1 人
平均給料月額	884,000 円
平均年齢	62.0 歳

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額

その1 全給料表

給料表 区分 年齢	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(1)		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	26	149,600	9	154,900						
19	28	149,800	11	155,409						
20	34	156,485	21	158,224						
21	26	161,877	27	163,811						
22	166	178,907	19	173,421			4	211,536	2	202,488
23	226	182,727	31	181,813			3	214,448	7	205,459
24	241	189,770	28	188,407			3	228,904	7	215,161
25	229	196,854	32	195,178			3	227,587	5	226,366
26	195	204,237	37	202,424			5	242,798	5	234,312
27	224	212,354	35	212,129			9	257,989	2	250,224
28	181	218,425	24	216,613	1	249,100	6	260,173	2	253,292
29	185	226,454	38	226,076	1	270,400	5	275,184	8	267,257
30	151	238,719	38	234,879	2	275,150	10	279,157	7	266,745
31	134	241,608	45	240,271	1	283,800	5	294,237	1	262,080
32	119	253,245	36	250,592	1	290,500	4	302,250	11	293,054
33	109	259,526	28	256,586	1	300,800	4	316,186	3	296,885
34	104	266,085	24	261,513	1	300,800	5	328,869	1	319,696
35	88	276,892	35	286,114			8	326,817	4	321,750
36	78	292,065	28	282,811	2	315,600	3	347,949	2	307,840
37	92	298,052	32	295,413	1	324,200	3	356,443	3	338,867
38	93	315,009	31	303,281	5	333,480	5	354,786	10	348,419
39	107	322,903	32	314,500	4	336,850	7	354,365	3	365,387
40	125	334,298	36	330,397	1	386,100	5	389,126	5	366,974
41	160	345,209	60	343,782	3	375,867	8	380,120	4	366,730
42	159	356,307	63	351,576			14	394,063	6	359,988
43	148	363,389	54	358,496	2	350,400	10	397,662	4	390,429
44	183	367,937	65	366,295	1	355,300	11	410,753	5	402,573
45	221	373,967	39	367,190	1	331,000	10	426,535	1	412,600
46	256	376,872	38	371,024			15	417,657	4	413,178
47	295	380,801	25	372,632	2	437,600	12	429,243	5	412,016
48	216	384,155	46	379,080	4	438,000	20	428,754	1	411,136
49	197	384,141	30	384,890	3	431,100	7	435,597	2	420,848
50	224	389,288	37	393,243	3	393,533	30	434,848	5	416,947
51	267	393,799	51	396,112	2	460,700	23	441,046	3	424,598
52	212	394,055	51	393,436	3	419,233	13	442,411	1	427,467
53	189	401,646	37	404,029	3	415,650	29	447,046	4	434,429
54	249	407,154	43	400,031	1	455,321	23	449,489	2	436,857
55	214	412,077	45	405,942	1	539,900	31	455,441	3	438,801
56	222	414,498	40	406,545	2	533,200	22	455,166	1	441,669
57	172	419,293	23	411,155	2	493,800	38	464,159	5	435,106
58	159	423,011	16	423,072			30	466,220	9	446,500
59	196	430,924	14	414,445	1	559,133	19	475,012	6	449,732
60										
61					2	559,674				
62					2	522,500				
63										
64										
65										
総計	6900	322,217	1454	314,415	59	396,891	462	411,308	159	341,655
平均年齢	41.0	歳	40.0	歳	45.4	歳	47.5	歳	39.6	歳

(注) 給料月額には、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

教育職給料表(4)		県教育職等給料表		医療職(1)		医療職(2)		指定職	
人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
						5	181,900		
						4	183,325		
						4	192,025		
						1	202,100		
						3	208,467		
						3	212,000		
		1	231,920			3	221,767		
1	289,400			1	294,600	9	227,956		
						1	241,500		
1	267,900					8	240,863		
4	290,925					4	254,150		
3	327,633					9	245,289		
3	321,867	1	310,232			5	267,300		
1	331,200	2	276,400	1	360,300	11	276,582		
3	372,467					3	288,300		
4	328,775					7	271,300		
4	383,425	1	378,976			4	298,150		
5	393,400	2	380,692			4	306,875		
3	406,033	5	366,378			12	336,967		
1	336,800	3	389,965	2	365,150	9	325,967		
3	422,533	1	388,024	1	294,600	3	341,400		
5	428,660	3	402,445			3	350,800		
3	445,867	2	408,720			9	360,922		
6	437,817	3	408,933			9	367,289		
4	466,500	2	418,038			5	362,860		
		2	411,528			9	378,100		
5	479,240	8	423,287			11	379,745		
1	500,900	10	425,558			8	388,850		
3	495,867	10	426,164			8	391,725		
		18	429,694			6	383,067		
7	493,086	10	437,989	1	523,000	5	395,420		
2	497,650	8	434,841	2	552,900	4	383,242		
3	495,742	9	441,211	1	558,300	13	399,949		
4	514,700	12	449,498	4	542,350	17	403,767		
2	497,139	8	451,343			11	407,414		
2	514,850	1	456,303			8	417,212		
1	530,062					15	414,135		
3	526,129			1	564,600	9	414,365		
2	489,741			2	579,300				
3	524,256			1	570,100				
3	536,858							1	902,883
95	435,822	122	421,839	17	489,976	262	337,504	1	902,883
	45.9 歳		49.5 歳		50.6 歳		44.0 歳		62.0 歳

その2 行政職給料表

年齢 歳	1		2		3		4		5	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	26	149,600								
19	28	149,800								
20	34	156,485								
21	26	161,877								
22	166	178,907								
23	56	181,361	170	183,176						
24	46	190,143	195	189,682						
25	26	195,596	203	197,015						
26	19	198,289	176	204,879						
27	16	207,150	208	212,754						
28	5	209,700	121	213,635	55	229,756				
29	7	205,357	79	217,932	99	234,746				
30	1	201,700	46	224,048	85	240,267	1	259,800	18	269,783
31			45	230,458	78	243,687			11	272,482
32			30	236,413	63	249,495			26	281,750
33			21	238,986	69	257,387	2	275,650	17	291,682
34			30	246,883	52	264,144	1	285,400	21	297,400
35			16	249,325	48	273,340	2	283,200	22	304,118
36			8	257,025	41	283,188			29	314,283
37	2	242,700	6	270,317	46	287,426			38	318,208
38			1	296,600	46	300,346	2	318,500	43	329,430
39					55	308,180			51	337,449
40					24	305,838	52	332,181	43	344,798
41					11	310,127	92	340,765	53	356,389
42					9	320,656	78	349,837	64	364,086
43			1	304,300	5	332,920	72	355,261	57	368,247
44					8	330,300	101	360,025	58	374,793
45					14	342,329	114	363,799	61	379,362
46			2	318,900	10	347,740	124	366,854	92	382,183
47			1	323,400	11	349,473	156	369,324	83	385,280
48					14	352,014	99	371,508	69	386,752
49			3	319,767	9	356,335	109	374,512	53	390,615
50					9	351,580	123	376,195	53	393,070
51			1	321,000	11	355,192	144	378,621	62	394,569
52					8	356,478	127	379,472	39	396,886
53					8	356,051	104	381,115	31	398,077
54					4	357,201	138	382,517	45	401,717
55							134	387,157	28	404,794
56							120	390,290	41	405,360
57							85	391,267	29	405,659
58					1	363,537	89	395,603	20	410,113
59							93	398,503	31	417,977
計	458	178,068	1,363	207,046	893	273,232	2,162	373,720	1,288	368,896
平均年齢	22.5	歳	26.8	歳	35.2	歳	49.9	歳	45.5	歳

級 区分 年齢	6		7		8		合 計	
	人 員	平 均 給 料 月 額	人 員	平 均 給 料 月 額	人 員	平 均 給 料 月 額	人 員	平 均 給 料 月 額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18							26	149,600
19							28	149,800
20							34	156,485
21							26	161,877
22							166	178,907
23							226	182,727
24							241	189,770
25							229	196,854
26							195	204,237
27							224	212,354
28							181	218,425
29							185	226,454
30							151	238,719
31							134	241,608
32							119	253,245
33							109	259,526
34							104	266,085
35							88	276,892
36							78	292,065
37							92	298,052
38	1	380,800					93	315,009
39	1	390,800					107	322,903
40	5	388,260	1	406,200			125	334,298
41	4	395,750					160	345,209
42	8	397,263					159	356,307
43	12	398,892	1	457,000			148	363,389
44	16	411,844					183	367,937
45	32	413,750					221	373,967
46	28	418,336					256	376,872
47	44	422,182					295	380,801
48	32	425,603	2	482,350			216	384,155
49	21	428,405	2	494,284			197	384,141
50	35	429,097	4	478,300			224	389,288
51	35	430,897	14	489,286			267	393,799
52	29	434,634	9	490,211			212	394,055
53	30	435,701	15	496,807	1	563,100	189	401,646
54	37	438,456	19	499,539	6	562,333	249	407,154
55	28	443,248	15	495,847	9	569,178	214	412,077
56	43	443,618	12	505,545	6	570,309	222	414,498
57	38	441,751	16	500,971	4	573,652	172	419,293
58	26	441,596	14	497,338	9	560,001	159	423,011
59	41	443,305	21	501,089	10	574,480	196	430,924
計	546	430,263	145	496,140	45	568,022	6,900	322,217
平均年齢	51.3	歳	54.8	歳	56.6	歳	41.0	歳

第4表 ラスパイレス指数

	平成27年	平成26年	平成25年
神戸市	101.6	101.5	110.3 (101.9)
指定都市 の平均	101.2	100.1	109.1 (100.8)
指定都市中 の順位	11位	9位	9位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

(注) 平成25年については、給与改定特例法の実施による給与引下げ後の国家公務員を100とした場合の指数を上段に記載した。なお、下段()内には、参考値として同特例法による引下げ措置がないとした場合の指数を示した。

第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族数			
扶養親族数	扶養手当 受給者数	配偶者	配偶者以外の 扶養親族数	配偶者がいない場合、 扶養親族の1人目	特定期間にある子
		14,500 円	6,500 円	6,300円 (加算額)	5,000円 (加算額)
1 人	1,478 人	743 人	735 人	162 人	275 人
2 人	1,338	729	1,947	55	737
3 人	1,139	963	2,454	8	842
4 人	296	274	910	1	277
5 人	50	42	208		61
6 人	9	9	45		7
計	4,310	2,760	6,299	226	2,199
非支給者	5,221				
合計	9,531				

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
	行政職	736	94,292	10,058
消防職	69	93,580	4,441	
教育職(1)	0	0	0	
教育職(2)	26	71,654	4,032	
教育職(3)	25	72,000	11,321	
教育職(4)	4	68,000	2,863	
県教育職	1	89,000	730	
医療職(1)	13	101,846	77,882	
医療職(2)	22	87,909	7,382	
指定職	0	0	0	
合計	896	92,788	8,723	

第7表 住居手当の支給状況

区分	住居の種類	持家		賃貸住宅		その他		計
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	3,803人	1,696人	1,372人	456人	13人	9人	7,349人
	非支給者	1,720		277		185		2,182
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	2,599	1,127	1,054	333	12	8	5,133
	非支給者	1,402		242		123		1,767

(注) 平成28年度より、市内・市外の区分が新たに設けられた。

第8表 再任用職員の給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	110人	人	人	4人	6人	84人	15人	1人	人
消防職	0								
教育職(1)	0								
教育職(2)	20		20						
教育職(3)	10		2	8					
教育職(4)	0								
県教育職	0								
医療職(1)	0								
医療職(2)	2				1		1		
指定職	0								
給料表計	142								
60歳	55								
61歳	48								
62歳	39								
63歳									
64歳									

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

(2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	558人	人	人	294人	98人	154人	12人	人	人
消防職	57			47	7	2	1		
教育職(1)	0								
教育職(2)	18		18						
教育職(3)	1		1						
教育職(4)	1			1					
県教育職	0								
医療職(1)	0								
医療職(2)	21			6	8	6	1		
指定職	0								
給料表計	656								
60歳	230								
61歳	215								
62歳	210								
63歳	1								
64歳									

第2部 民間給与等の実態

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査は、例年どおり人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、平成28年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

平成28年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、郵便局、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、651事業所を対象とした。

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

(注) 民間企業の組織形態の変化に対応するため、平成26年調査から、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責がそれぞれの役職段階の中間に位置付けられる従業員についても、個人別の給与月額等を把握することとしている。

これら中間職の従業員については、本年の比較に当たっては、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）、国における取扱いを踏まえ、①部長と課長の間に位置付けられる従業員については部次長、②課長と係長の間に位置付けられる従業員については課長代理、③係長と係員の間に位置付けられる従業員については主任として取り扱うこととした。

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、更に給与の比較の対象となる従業員(該当従業員)が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に176事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、57ページ第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係で701人(うち事務・技術関係職種620人)、4月分給与関係で9,150人(うち事務・技術関係職種8,348人)の計9,851人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は50,534人(うち事務・技術関係職種41,301人)である。

4 調査事項

(1) 事業所単位

各種手当の支給状況、特別給(賞与)の支給状況、給与改定状況及び賞与の考課査定割合等

(2) 従業員単位

4月の給与月額、初任給額等

5 調査結果の集計

総計及び平均の算出に際しては、全て母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別，企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模		全規模					
			500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満			
全産業	155	事業所	67	事業所	70	事業所	18	事業所
建設業	6		3		3		0	
製造業	44		24		15		5	
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業	41		19		19		3	
卸売業，小売業	17		6		10		1	
金融業，保険業， 不動産業，物品賃貸業	8		6		2		0	
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	39		9		21		9	

(注) 1 上記の他，調査実施に際し，企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所，調査不能の事業所が20事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業，生活関連サービス業，娯楽業，複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 対応級表

規模 級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模50人以上100人未満
8	支店長，工場長	——	——
7	部長，部次長	支店長，工場長	——
6	課長	部長，部次長	支店長，工場長
5	課長代理，係長	課長	部長，部次長，課長
4	係長，主任	課長代理，係長	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1		係員	係員

(注) 級とは，行政職給料表の職務の級である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模

職種名	調査実人員 (人)	平均年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支店長	14	51.7	885,548	0	885,548	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	11	51.5	933,609	0	933,609	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	2	55.0	749,583	0	749,583	
事 務	事務部長	362	51.4	648,459	1,545	646,914	○構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長(取締役兼任者を除く) ○職責が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	310	51.2	662,988	1,623	661,365	
	短大卒	21	50.9	543,232	2,731	540,501	
	高校卒	31	53.1	578,992	27	578,965	
技 術	事務部次長	137	49.7	541,254	28,282	512,972	○前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	98	48.8	552,080	34,998	517,082	
	短大卒	6	52.1	512,139	0	512,139	
	高校卒	33	51.6	515,081	13,732	501,349	
関 係	事務課長	754	47.2	518,970	8,462	510,508	○構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	577	46.7	530,331	9,073	521,258	
	短大卒	72	47.5	463,173	9,377	453,796	
	高校卒	105	49.9	496,713	4,573	492,140	
関 係	事務課長代理	223	45.0	483,318	40,830	442,488	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	150	43.1	489,690	34,868	454,822	
	短大卒	24	47.0	439,695	56,583	383,112	
	高校卒	48	49.1	488,002	49,721	438,281	
職 種	事務係長	555	45.3	477,099	68,483	408,616	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	312	43.4	501,367	77,407	423,960	
	短大卒	82	45.6	435,196	60,555	374,641	
	高校卒	160	49.8	443,262	52,319	390,943	
職 種	事務主任	381	40.8	360,210	37,078	323,132	○係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	223	39.4	369,347	37,866	331,481	
	短大卒	74	42.3	354,649	41,978	312,671	
	高校卒	84	43.0	340,615	30,499	310,116	
種	事務係員	2,684	37.6	357,549	52,398	305,151	
	大学卒	1,719	36.1	368,486	55,676	312,810	
	短大卒	462	39.5	323,776	39,690	284,086	
	高校卒	500	42.0	344,431	50,923	293,508	
	中 学 卒	3	59.8	315,687	49,520	266,167	

(注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び平成28年4月分平均給与支給額の欄を「*」としている。

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	6	54.7	745,260	0	745,260	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	5	53.8	757,598	0	757,598	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 部	部長	233	52.9	736,404	498	735,906	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	203	52.9	743,179	509	742,670	
	短大卒	17	53.5	700,536	706	699,830	
	高校卒	13	52.8	672,251	0	672,251	
技 術 部 次 長	次長	74	50.7	625,552	15,130	610,422	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	63	50.5	639,856	16,134	623,722	
	短大卒	3	51.3	734,838	0	734,838	
	高校卒	8	52.0	491,998	11,445	480,553	
技 術 課	課長	534	51.4	629,200	4,509	624,691	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	402	51.1	633,580	2,820	630,760	
	短大卒	59	52.4	650,478	7,965	642,513	
	高校卒	73	52.2	584,158	9,693	574,465	
技 術 課 長 代 理	代理	210	41.3	485,716	20,074	465,642	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	158	40.7	484,355	16,178	468,177	
	短大卒	8	46.3	508,384	12,310	496,074	
	高校卒	43	46.2	491,510	64,486	427,024	
技 術 係	係長	468	44.0	460,499	70,839	389,660	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	262	43.4	460,644	67,443	393,201	
	短大卒	62	47.7	442,067	46,592	395,475	
	高校卒	143	43.9	469,116	92,149	376,967	
技 術 主 任	主任	324	45.5	501,447	84,250	417,197	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	149	40.3	430,960	61,658	369,302	
	短大卒	38	46.4	487,268	82,065	405,203	
	高校卒	137	48.4	545,228	97,840	447,388	
技 術 係 員	係員	1,389	38.9	443,165	75,816	367,349	
	大学卒	869	38.5	475,110	78,162	396,948	
	短大卒	167	37.7	374,720	60,090	314,630	
	高校卒	350	40.6	379,858	76,772	303,086	
中 学 卒	3	51.4	405,139	44,574	360,565		

(2) 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	13	51.8	900,851	0	900,851	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	11	51.5	933,609	0	933,609	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務	事 務 部 長	272	51.5	678,406	1,905	676,501	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	245	51.2	686,698	1,887	684,811	
	短 大 卒	8	51.7	591,581	6,758	584,823	
	高 校 卒	19	54.2	611,474	29	611,445	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 次 長	83	48.6	558,343	46,937	511,406	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大 学 卒	64	48.0	571,869	53,118	518,751	
	短 大 卒	3	55.6	474,223	0	474,223	
	高 校 卒	16	49.7	517,586	29,773	487,813	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	530	47.0	550,958	8,338	542,620	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	425	46.5	557,981	8,622	549,359	
	短 大 卒	51	47.0	483,850	8,680	475,170	
	高 校 卒	54	51.4	561,748	5,743	556,005	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長 代 理	172	44.3	516,953	39,270	477,683	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大 学 卒	130	42.6	505,103	31,008	474,095	
	短 大 卒	9	48.1	501,476	44,956	456,520	
	高 校 卒	32	49.4	567,456	68,660	498,796	
中 学 卒	1	*	*	*	*		
係	事 務 係 長	396	46.0	500,591	76,002	424,589	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	222	43.8	522,758	85,792	436,966	
	短 大 卒	58	46.8	454,190	68,958	385,232	
	高 校 卒	116	51.2	470,181	55,660	414,521	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
職	事 務 主 任	125	39.4	371,759	38,828	332,931	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大 学 卒	69	37.3	369,660	35,487	334,173	
	短 大 卒	25	41.9	354,034	31,740	322,294	
	高 校 卒	31	42.2	394,109	54,236	339,873	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
種	事 務 係 員	1,675	38.5	380,600	59,394	321,206	
	大 学 卒	1,112	37.2	390,976	62,886	328,090	
	短 大 卒	286	40.5	343,735	46,127	297,608	
	高 校 卒	275	42.9	368,126	56,060	312,066	
中 学 卒	2	58.5	364,334	60,027	304,307		

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	6	54.7	745,260	0	745,260	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	5	53.8	757,598	0	757,598	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術	技術部長	213	53.1	753,071	553	752,518	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	186	53.1	761,424	560	760,864	
	短大卒	14	52.9	709,685	943	708,742	
	高校卒	13	52.8	672,251	0	672,251	
技 術 関	技術部次長	44	51.4	650,093	555	649,538	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	39	51.2	645,544	613	644,931	
	短大卒	3	51.3	734,838	0	734,838	
	高校卒	2	57.2	630,491	0	630,491	
技 術 係	技術課長	476	51.6	640,839	2,511	638,328	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	370	51.3	642,796	1,442	641,354	
	短大卒	47	52.8	670,096	3,400	666,696	
	高校卒	59	52.5	598,208	7,640	590,568	
技 術 係	技術課長代理	193	41.2	488,008	18,645	469,363	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	145	40.6	486,956	15,294	471,662	
	短大卒	7	46.2	516,175	13,009	503,166	
	高校卒	40	46.3	488,591	58,447	430,144	
技 術 係	技術係長	376	44.0	460,779	68,083	392,696	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	210	43.5	462,201	65,980	396,221	
	短大卒	50	47.8	442,142	40,924	401,218	
	高校卒	115	43.9	465,936	87,996	377,940	
技 術 係	技術主任	229	46.1	525,695	89,036	436,659	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	94	40.3	456,434	63,584	392,850	
	短大卒	20	47.0	532,945	96,823	436,122	
	高校卒	115	48.6	555,512	99,256	456,256	
技 術 係	技術係員	1,040	39.5	456,975	73,862	383,113	
	大学卒	653	39.0	490,042	77,750	412,292	
	短大卒	123	38.7	380,961	54,543	326,418	
	高校卒	261	41.5	385,304	71,094	314,210	
中 学 卒	3	51.4	405,139	44,574	360,565		

(3) 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務	事 務 部 長	83	51.1	559,394	531	558,863	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	61	51.2	574,801	698	574,103	
	短 大 卒	12	50.4	501,650	149	501,501	
	高 校 卒	10	51.2	534,892	0	534,892	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 次 長	45	51.6	512,826	86	512,740	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大 学 卒	26	50.5	507,004	155	506,849	
	短 大 卒	2	51.5	589,300	0	589,300	
	高 校 卒	17	53.2	512,936	0	512,936	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
関	事 務 課 長	197	48.0	451,796	7,623	444,173	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	136	47.5	460,128	8,268	451,860	
	短 大 卒	19	49.5	414,078	12,146	401,932	
	高 校 卒	42	48.8	442,207	3,560	438,647	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
係	事 務 課 長 代 理	37	46.9	378,703	39,180	339,523	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大 学 卒	12	46.1	384,645	41,122	343,523	
	短 大 卒	15	46.4	407,584	62,626	344,958	
	高 校 卒	10	48.5	333,447	5,822	327,625	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
職	事 務 係 長	129	43.2	419,146	46,290	372,856	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	77	42.4	447,177	50,578	396,599	
	短 大 卒	20	42.7	390,923	36,344	354,579	
	高 校 卒	32	45.7	370,335	42,424	327,911	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
種	事 務 主 任	207	43.2	359,462	33,944	325,518	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大 学 卒	118	42.7	382,091	36,542	345,549	
	短 大 卒	43	43.8	359,162	49,246	309,916	
	高 校 卒	46	43.8	305,651	14,081	291,570	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
種	事 務 係 員	908	35.5	310,101	38,556	271,545	
	大 学 卒	552	33.4	315,441	39,192	276,249	
	短 大 卒	157	37.7	289,718	29,062	260,656	
	高 校 卒	199	40.1	310,682	44,672	266,010	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	18	50.7	614,013	81	613,932	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	16	50.3	595,916	92	595,824	
	短大卒	2	53.5	737,680	0	737,680	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	次長	26	49.9	613,462	32,203	581,259	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	20	49.6	655,479	37,432	618,047	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	6	51.0	464,759	13,696	451,063	
技 術 課	課長	50	47.6	478,982	24,619	454,363	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	30	47.2	474,432	24,921	449,511	
	短大卒	8	45.9	467,769	35,371	432,398	
	高校卒	12	49.8	496,792	16,942	479,850	
技 術 課 長 代 理	代理	15	44.5	432,681	59,553	373,128	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直屬し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	11	44.1	412,264	46,244	366,020	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	45.2	521,017	125,524	395,493	
技 術 係	係長	85	43.6	465,792	95,881	369,911	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	49	43.1	453,914	84,763	369,151	
	短大卒	11	46.4	447,066	90,935	356,131	
	高校卒	25	43.5	495,378	118,541	376,837	
技 術 主 任	主任	75	40.7	363,958	50,351	313,607	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	46	39.0	354,506	51,562	302,944	
	短大卒	13	43.2	363,825	22,690	341,135	
	高校卒	16	43.7	392,373	69,191	323,182	
技 術 係 員	係員	300	34.8	364,592	87,503	277,089	
	大学卒	189	34.6	370,860	78,831	292,029	
	短大卒	37	32.2	338,475	81,849	256,626	
	高校卒	74	36.4	363,932	106,155	257,777	

(4) 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
事 務	事 務 部 長	7	51.1	572,876	43	572,833	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	4	50.5	589,808	0	589,808	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	52.5	513,950	150	513,800	
事 務	事 務 部 次 長	9	49.4	527,971	0	527,971	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大 学 卒	8	50.1	535,093	0	535,093	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
技 術	事 務 課 長	27	45.9	443,170	16,530	426,640	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	16	45.6	463,280	26,125	437,155	
	短 大 卒	2	42.0	436,199	0	436,199	
	高 校 卒	9	47.4	408,968	3,144	405,824	
関	事 務 課 長 代 理	14	46.8	441,998	58,950	383,048	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大 学 卒	8	45.4	464,203	70,592	393,611	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	6	48.7	412,391	43,428	368,963	
係	事 務 係 長	30	43.7	376,738	51,518	325,220	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	13	40.2	366,396	56,296	310,100	
	短 大 卒	4	42.8	385,955	61,689	324,266	
	高 校 卒	12	47.2	384,849	47,246	337,603	
職	事 務 主 任	49	34.1	335,932	45,638	290,294	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大 学 卒	36	32.8	329,567	46,300	283,267	
	短 大 卒	6	34.5	326,042	33,440	292,602	
	高 校 卒	7	40.6	377,146	52,687	324,459	
種	事 務 係 員	101	35.0	250,434	14,760	235,674	
	大 学 卒	55	30.7	250,101	12,397	237,704	
	短 大 卒	19	35.7	239,298	9,622	229,676	
	高 校 卒	26	44.0	261,665	24,444	237,221	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
技 術	技術部長	2	59.0	539,368	0	539,368	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 関	技術部次長	4	50.5	511,245	12,679	498,566	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	4	50.5	511,245	12,679	498,566	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 関	技術課長	8	51.8	509,698	58,945	450,753	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	2	51.0	495,332	47,326	448,006	
	短大卒	4	53.8	532,502	65,013	467,489	
	高校卒	2	48.5	478,456	58,430	420,026	
技 術 関	技術課長代理	2	39.5	436,700	0	436,700	○前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4人以上を 有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	2	39.5	436,700	0	436,700	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
係	技術係長	7	44.4	372,439	45,482	326,957	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	3	41.7	331,166	19,533	311,633	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	46.0	408,917	78,951	329,966	
職	技術主任	20	47.4	414,434	91,088	323,346	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	9	47.8	430,375	82,815	347,560	
	短大卒	5	48.2	391,043	97,753	293,290	
	高校卒	6	46.2	410,015	97,944	312,071	
種	技術係員	49	39.0	350,255	84,348	265,907	
	大学卒	27	37.3	356,567	100,376	256,191	
	短大卒	7	38.7	395,728	120,228	275,500	
	高校卒	15	42.0	321,242	43,702	277,540	

その2 比較対象外職種
全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成28年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
関 係 職 種 務	電 話 交 換 手	2	49.5	214,304	49,808	164,496	外国語の電話交換手及び見習は除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所に おいて業務に従事している者を除く
	自 家 用 乗 用 手 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛 員 用 務 員	5	56.6	276,083	10,618	265,465	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長, 研 究部(課)長, 研究室(係)長を除く)
	研 究 部 (課) 長	16	48.8	629,253	300	628,953	
	研 究 室 (係) 長	4	48.3	510,525	0	510,525	
	主 任 研 究 員	30	46.7	530,930	36	530,894	
	研 究 員	42	32.0	383,258	32,033	351,225	
	研 究 補 助 員	21	30.5	305,576	25,478	280,098	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	
	医 科 長	-	-	-	-	-	
	医 師	-	-	-	-	-	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	2	50.5	392,073	31,036	361,037	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	16	42.4	350,841	24,565	326,276	
	診 療 放 射 線 技 師	13	37.5	354,359	68,329	286,030	
	臨 床 検 査 技 師	15	41.9	314,055	24,628	289,427	
	栄 養 士	22	33.2	226,534	12,729	213,805	
理 学 療 法 士	33	25.6	266,012	13,766	252,246		
作 業 療 法 士	17	33.2	302,591	13,001	289,590		
職 種	総 看 護 師 長	1	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	24	49.2	465,585	20,300	445,285	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	156	40.4	333,496	47,280	286,216	
	准 看 護 師	59	48.4	310,095	43,427	266,668	
教 育 関 係 職 種	大 学 長 ・ 副 学 長 ・ 長	17	60.6	786,048	0	786,048	
	教 授	95	58.2	676,299	0	676,299	
	准 教 授	73	48.8	549,592	0	549,592	
	講 師	27	41.4	497,141	0	497,141	
	学 助 教	19	41.7	492,871	0	492,871	
	高 校 長	-	-	-	-	-	
	校 教 頭	3	60.0	614,264	23,625	590,639	
校 教 諭	46	44.5	480,140	18,466	461,674		
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	12	48.1	644,436	13,850	630,586	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	12	34.7	533,280	11,622	521,658	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	12	28.1	453,847	28,071	425,776	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	1	*	*	*	*	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	6	20.2	339,850	3,450	336,400	
甲 板 員 ・ 機 関 員	1	*	*	*	*		

第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

		大学卒	短大・高専卒	高校卒
全規模	計	197,032	177,805	162,406
	500人以上	200,956	179,664	163,723
	100人以上 500人未満	191,388	175,097	160,347
	50人以上 100人未満	187,201	156,955	161,810

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均したものである。

2 職員の場合、現行の地域手当を含む初任給月額は、大学卒 203,728円、短大卒 179,872円、高校卒 167,552円である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	35.4	52.7	
大学卒	500人以上	35.3	67.7	30.4	1.9	64.7	
	100人以上 500人未満	37.0	31.0	69.0	0.0	63.0	
	50人以上 100人未満	27.1	23.1	76.9	0.0	72.9	
	計	13.2	55.9	44.1	0.0	86.8	
高校卒	500人以上	16.8	55.8	44.2	0.0	83.2	
	100人以上 500人未満	7.3	70.1	29.9	0.0	92.7	
	50人以上 100人未満	10.4	0.0	100.0	0.0	89.6	

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	企業規模	項目				昇給制度なし
		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計	92.3	47.4	68.2	41.3	7.7
	500人以上	91.0	40.8	77.8	42.4	9.0
	100人以上 500人未満	99.1	56.2	64.9	45.8	0.9
	50人以上 100人未満	73.2	40.9	43.0	21.5	26.8
課長級	計	84.9	38.3	63.3	38.3	15.1
	500人以上	76.9	26.2	66.3	38.6	23.1
	100人以上 500人未満	97.0	49.9	66.4	42.1	3.0
	50人以上 100人未満	71.6	43.3	39.7	22.7	28.4

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	企業規模	項目			
		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	計	32.8	17.1	0.9	49.2
	500人以上	41.8	20.6	0.0	37.7
	100人以上 500人未満	29.0	11.7	2.2	57.1
	50人以上 100人未満	12.0	24.1	0.0	63.9
課長級	計	27.6	19.1	1.0	52.3
	500人以上	29.9	24.8	0.0	45.2
	100人以上 500人未満	29.0	11.7	2.2	57.1
	50人以上 100人未満	12.0	24.1	0.0	57.9

第16表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額	
	平成28年度	平成27年度
配偶者	14,682	15,126
配偶者と子1人	20,142	20,575
配偶者と子2人	25,325	25,699

- (注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出
 2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の74.6%であった。
 3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については14,500円、配偶者以外については1人につき6,500円である。
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合	
	平成28年度	平成27年度
支給	64.3	56.3
借家・借間居住者に支給	94.6	90.5
自宅居住者に支給	76.6	70.8
社宅居住者に支給	11.5	27.4
非支給	35.7	43.7
住居手当の1人当たりの平均支給額	7,827 円	7,118 円

- (注) 1 住居の区分毎の手当を支給する事業所割合は、住居手当を支給する事業所を対象として算出
 2 職員の場合、住居手当の1人当たりの平均支給額は6,670円である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目	係員		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
計	61.9	38.1	53.8	46.2	52.3	47.7
全規模	500人以上	54.3	45.7	37.4	62.6	36.5
	100人以上 500人未満	68.4	31.6	66.7	33.3	65.1
	50人以上 100人未満	66.4	33.6	66.4	33.6	66.4

第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標

年月	①	②	③		④		⑤				⑥		
	実質国内総生産	常用雇用指数	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)		
	全国	(調査産業計) (全国)	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国		兵庫県		全国		
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	季節調整値	季節調整値	季節調整値	モデル推計値	指数 (H22=100)	前年比・前年同月比 (%)	指数 (H22=100)	前年比・前年同月比 (%)	指数 (H22=100)	前年比・前年同月比 (%)	前年比・前年同月比 (%)
平成26年度	△ 0.9	0.5	※1.11	※0.91	3.5	*3.9	99.2	0.2	*97.3	△ 0.7	98.6	△ 0.1	0.5
平成27年度	0.8	1.1	※1.23	※1.01	3.3	*3.8	99.6	0.4	*97.3	0.0	99.1	0.5	0.7
平成27年4月	△ 0.4	1.0	1.17	0.96	3.4	3.9	101.0	0.5	98.4	0.0	100.2	0.6	0.7
5月		0.9	1.18	0.97	3.3		99.0	0.0	96.4	△ 1.3	98.8	0.3	0.3
6月		0.9	1.19	0.97	3.4		100.2	0.8	97.6	△ 0.5	99.8	0.8	1.0
7月	0.5	1.0	1.21	0.98	3.3	3.8	99.9	0.6	97.4	0.3	99.5	0.7	1.0
8月		1.0	1.22	1.00	3.4		99.2	0.3	97.4	0.8	98.9	0.3	0.5
9月		1.0	1.23	1.01	3.4		99.5	0.4	97.7	1.3	99.2	0.3	0.3
10月	△ 0.4	1.2	1.24	1.02	3.2	3.5	100.1	0.6	97.6	0.3	99.4	0.5	0.7
11月		1.2	1.26	1.03	3.3		99.8	0.5	97.9	0.8	99.0	0.6	0.8
12月		1.3	1.27	1.04	3.3		99.9	0.5	97.9	0.7	99.0	0.5	0.5
平成28年1月	0.5	1.2	1.28	1.05	3.2	3.6	99.0	0.2	97.2	0.4	98.5	0.4	0.6
2月		1.0	1.28	1.06	3.3		99.6	1.0	97.8	1.9	99.1	1.1	0.9
3月		1.2	1.30	1.08	3.2		100.8	1.3	99.4	2.6	100.1	1.2	0.9
4月	0.0	0.8	1.34	1.12	3.2	3.7	101.5	0.5	99.4	1.0	100.6	0.4	0.4
5月		0.8	1.36	1.14	3.2		99.3	0.3	98.5	2.2	98.9	0.1	0.1
6月		0.9	1.37	1.15	3.1		100.2	0.0	98.2	0.6	99.9	0.1	0.0
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県							

(注) 1 ①は平成17暦年連鎖価格, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成22年基準である。

(注) 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。

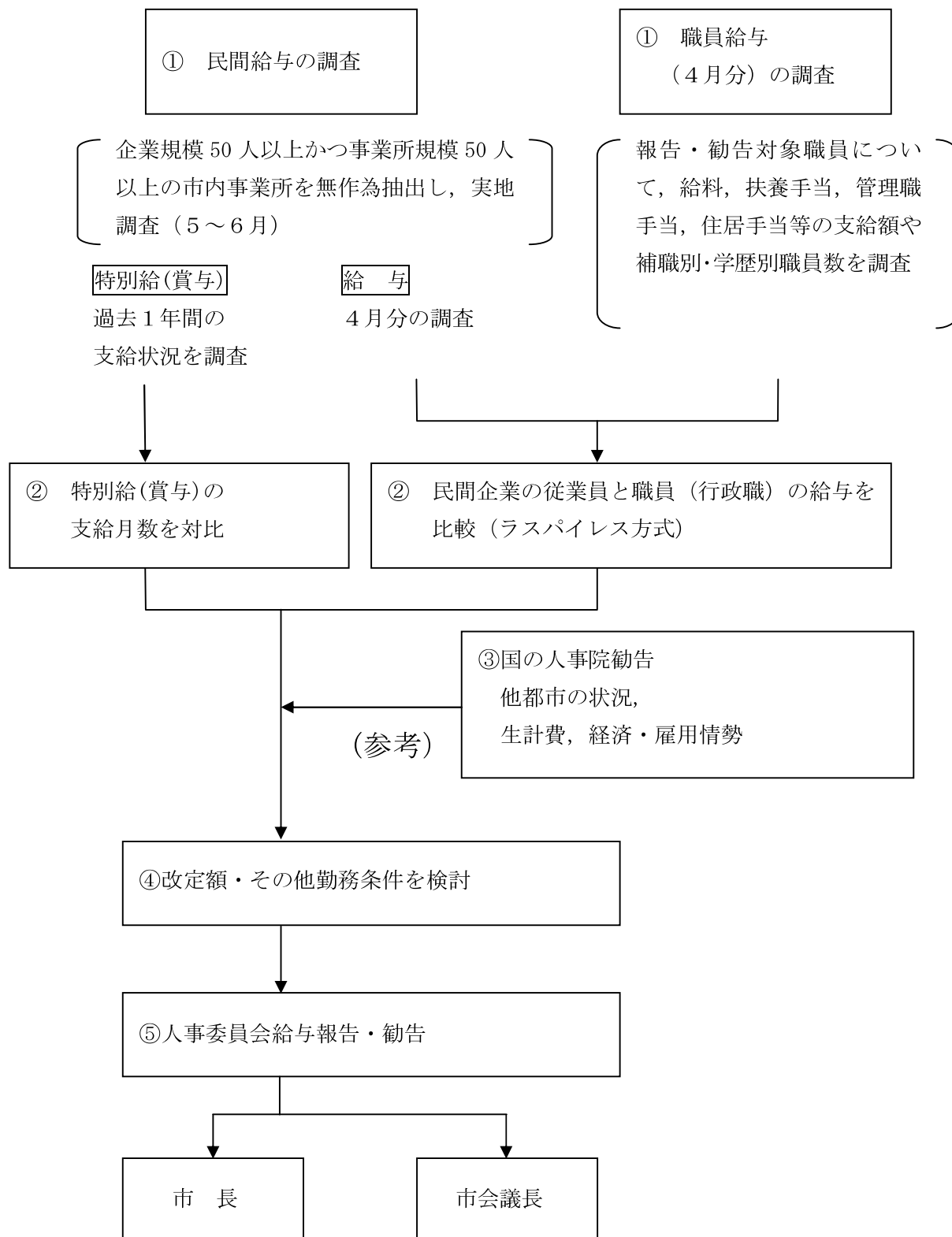
(注) 3 ③の値のうち, ※の付された数値は, 実数である。

(注) 4 ④の兵庫県の数値は, 労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数	⑧ 所定外労働 時間数	⑨ 消 費 支 出 (名 目)						⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵 庫 県		(調査 産業計) (全国)	(調査 産業計) (全国)	全 国				神 戸 市		全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計				二人以上の世帯	二人以上の世帯の うち勤労者世帯		二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯				
指数 (H22=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*97.4	△ 1.2	149.3	12.8	*291.9	*0.4	*318.7	*0.0	*260.4	*316.4	2.9	2.5	2.7
*97.7	0.3	148.9	12.8	*288.3	*△1.2	*315.4	*△1.0	*264.0	*279.1	0.2	0.6	△ 3.2
98.7	0.4	155.8	13.4	301.1	△0.5	333.1	1.1	287.1	307.3	0.6	0.7	△ 2.1
96.8	△ 1.5	143.0	12.5	287.3	5.5	317.2	8.1	319.5	375.5	0.5	0.9	△ 2.2
98.2	△ 0.4	153.4	12.6	269.3	△1.7	293.4	△0.9	241.3	250.4	0.4	0.6	△ 2.4
98.1	0.6	155.5	12.7	282.1	0.5	315.5	1.3	266.1	274.5	0.2	0.2	△ 3.2
98.2	1.0	145.4	12.2	292.8	3.5	317.5	3.7	245.7	246.5	0.2	0.6	△ 3.7
98.2	1.4	147.0	12.7	275.8	△0.2	299.3	△1.4	234.1	258.7	0.0	0.2	△ 4.0
97.9	0.5	149.7	13.0	283.8	△1.6	310.4	△1.3	233.3	234.2	0.3	0.7	△ 3.8
98.0	1.1	149.6	13.3	274.6	△2.2	295.1	△3.6	245.5	232.1	0.3	0.7	△ 3.7
97.8	1.0	147.9	13.4	319.2	△4.2	340.1	△5.0	291.7	294.6	0.2	0.6	△ 3.5
97.7	0.9	140.4	12.3	281.9	△2.5	312.8	△2.3	256.9	270.3	0.0	0.4	△ 3.2
98.2	2.0	147.0	12.6	271.1	1.8	298.3	2.4	226.5	238.6	0.3	0.8	△ 3.4
99.7	2.9	152.5	13.2	302.1	△5.1	335.5	△4.7	282.0	305.5	△0.1	0.5	△ 3.8
99.7	1.0	153.8	13.3	299.1	△0.7	337.3	1.3	287.3	368.3	△0.3	0.3	△ 4.2
99.1	2.4	142.7	12.2	283.3	△1.4	308.0	△2.9	261.9	304.6	△0.4	△0.2	△ 4.3
99.1	0.9	154.0	12.5	262.7	△2.4	277.5	△5.4	222.7	255.1	△0.4	△0.2	△ 4.2
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

(注) 5 ④, ⑤, ⑥, ⑨の平成26年度, 27年度の欄のうち, *の付された数値は, それぞれ平成26暦年, 平成27暦年の数値である。

<参考> 給与報告・勧告の手順



民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあつては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、57 ページ第10表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。